

1 歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力

【施策番号74】(再掲)

P25【施策番号28】参照

2 「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用

【施策番号75】(再掲)

P35【施策番号34】参照

3 身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等

【施策番号76】(再掲)

P36【施策番号35】参照

4 大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照合のための準備

【施策番号77】

警察においては、身元不明死体の歯科所見を端緒とした身元確認に資するため、都道府県歯科医師会と連携して、歯科所見情報の照会要領を定めるなど、所要の準備を行っている。

5 歯科診療情報を身元確認へ活用するための大規模データベースの構築に向けた検討等

【施策番号78】

厚生労働省においては、歯科情報による身元確認の効率化・迅速化を図るため、平成25年度から、口腔診査情報標準コード仕様（歯科診療情報をレセプトコンピュータから出力するための共通コード。以下「標準コード仕様」という。）の作成を開始し、令和3年3月に厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として採用した。令和3年度は、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向け、歯科情報の利活用推進事業において、レセプトデータから作成した標準コード仕様による個人識別の精度について検証を行うとともに、歯科診療情報の収集及び身元確認データベースの構築における個人情報の取扱い等について課題を整理した。

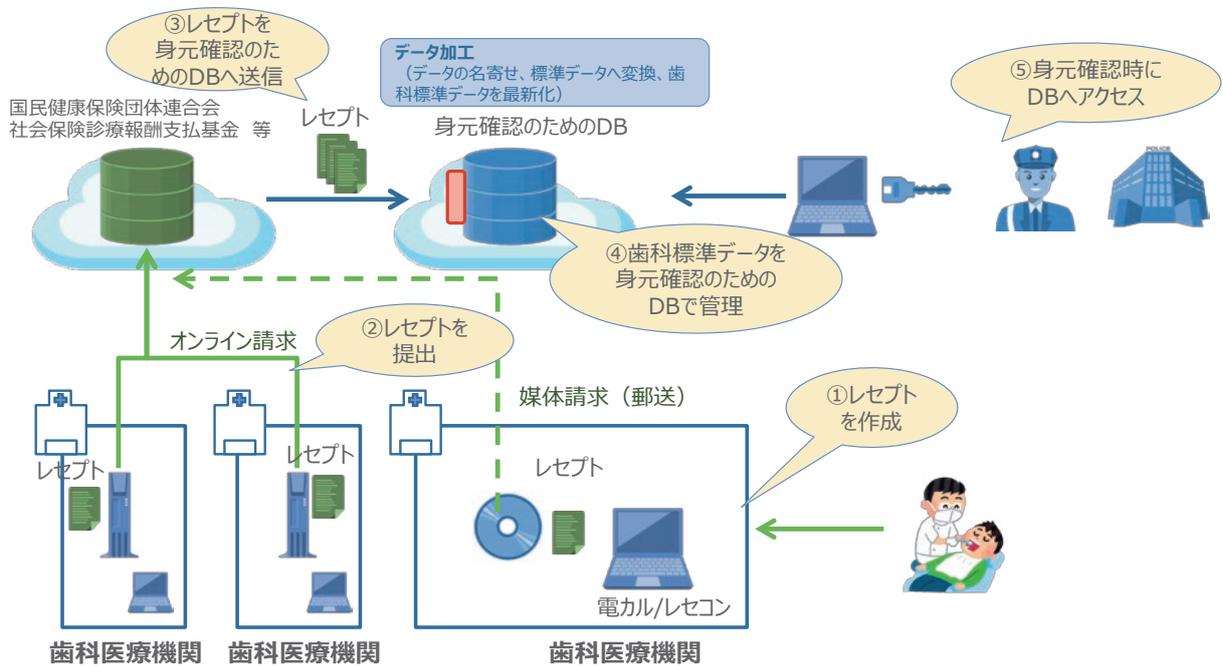
令和4年度以降は、歯科医療機関に対して、現状のレセプト提出方法やデジタルレントゲン装置の導入状況等についてのアンケート調査を実施するとともに有識者ヒアリングを

行い、身元確認データベースの構築・運用に向けた課題の抽出及び整理を行っている。また、歯科情報を活用した身元確認データベースの構築・運用には、データの提供者となる歯科医療機関等の理解等が重要であることから、歯科医療機関等の職員を対象に研修を開催し、歯科診療情報の標準化の意義や必要性等の普及・啓発を行っている。

引き続き、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築等に向けた取組を進めていくこととしている。

資7-5

歯科情報の利活用推進事業におけるレセプトデータからの身元確認データ収集イメージ



出典：厚生労働省資料による

6 身元不明死体に係る必要な遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築

【施策番号79】(再掲)

P39【施策番号40】参照

9 京都市立医科大学法医学教室における歯牙鑑定に係る取組

当法医学教室には、医師、歯科医師、看護師、臨床検査技師等の様々な医療系専門職の教職員が在籍している。これは、法医学教室としては珍しく、歯牙鑑定以外にも、被害者、家族、遺族のケアまで、一つの教室で行える体制を整えている。歯牙鑑定の際も、歯科医師のみで対応することはなく、医師も同席し、総合的な鑑定・診断を行っている。当法医学教室における死因究明等に係る主な歯牙鑑定の取組を紹介する。

1. 歯科治療所見による身元照合

身元不明の遺体の歯科治療所見と、生前の歯科治療歴を照合し、身元照合を行う。デンタルX線（レントゲン）所見やCT所見を併用する。また、当法医学教室では、歯科治療所見のデータベースシステムの構築にも取り組んでいる。

2. 歯からの年齢推定

人は、日々の食事や歯ぎしりにより、毎日少しずつ歯がすり減る。年齢が上がるにつれ、歯のすり減りも多くなる。この歯のすり減り度合い（咬耗度）を基に、身元不明の遺体の年齢推定を行っている。ただし、咬耗度からの年齢推定を行うには、治療された歯や入れ歯の存在もありうることから、推定には専門的な知識が必要となる。また、年齢推定の際は、咬耗度のみではなく、医科的な所見も併せて判定を行うようにしている。

3. 口腔衛生状態からの生活実態推定

遺体の口腔衛生状態を観察することにより、生前の生活実態を推定している。

4. バイトマーク鑑定

バイトマークとは噛みついてできた歯形を指す。噛みついた人の歯の型取りを行い、石膏模型を作成し、バイトマークと照合する。意思表示が十分にできない子どもや高齢者等が、虐待等により噛みつかれた場合や、被害者が抵抗して相手の腕に噛みついた場合等の咬傷鑑定が主な事例であるが、亡くなられた方にバイトマークがある場合にもバイトマーク鑑定は行われる。この際にも、歯科医師のみではなく、医師とともに総合的な判定を行う。

当法医学教室では、以上のようにして死因究明等に係る歯牙鑑定を行っているが、死体に対する鑑定のみならず、生体鑑定も積極的に行っている。一例として、京都府内の担当する一時保護施設に入所する全児童の歯科検診を行い、児童虐待やネグレクトと、むし歯等の口腔内状態の関連を調査している。

このように、生体と死体、医科と歯科等の分野の垣根を越えた広い範囲を扱うことは、当法医学教室独自の取組である。このような取組により、当法医学教室では総合的な死因究明等に寄与してきた。今後も、医科と歯科を包括した総合的な死因究明等に寄与していきたい。